

東労発安0218第5号

平成31年2月18日

厚生労働省職業安定局長 殿

東京労働局長

(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に関する意見について

平成30年12月28日付け職発1228第15号による標記の件について、下記のとおり報告します。

なお、東京地方労働審議会港湾労働部会議事録については、別途報告をします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

東京地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし。

(2) 労働者代表委員

・港湾倉庫の適用については、各港湾の実情があり、東京港においても独自なものがある。港湾倉庫の適用基準等、東京港独自の実情も踏まえ、もう少し力を入れて対応いただきたい。

・全港湾、全職種の適用について、港湾雇用安定等計画に盛り込むようお願いしたい。

(3) 公益代表委員

特になし。

2 その他の事項について

東京地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし。

(2) 労働者代表委員

特になし。

(3) 公益代表委員

特になし。

神勞発安 0207 第 4 号
平成 31 年 2 月 7 日

厚生労働省職業安定局長 殿

神奈川労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成 30 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 15 号による標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

神奈川地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

① 港湾運送の波動性に対応した企業外労働力の活用方策について

港湾労働専門委員会報告書案の「現行制度におけるこうした基本的な枠組みは引き続き維持していくことが必要である」との記述に関して、事業者としては必要なことであるため、引き続き記述を反映していただきたい。

(2) 労働者代表委員

① 適用港湾・適用職種への対応について

全国には実際に 6 大港に並ぶ勢いの港湾があり、5 年以内に逆転するのではないかと思われる港湾がある。近年、変化のスピードが速い中で対応が手遅れになる懸念もある。また、6 大港に並ぶ港湾との競争感が不平等にならないよう、雇用安定等計画に全港湾・全職種適用に関する記述を行うよう強く要請したい。

② 働き方改革の動きを踏まえた今後の港湾労働対策の課題について
労働条件・雇用環境の改善などを通じた「魅力ある職場づくり」の推進については、港湾労働法のみでなく国土交通省が所管する港湾運送事業法との関係も含め検討することが実効性のあるものとなるため、関係省庁と連携し検討していく必要があると考える。

③ 労働力の需給の調整に関して講ずべき措置の雇用秩序の維持について
港湾労働者証の色分けについては、現行の色分けでは不十分と考える。雇用秩序の維持には、港湾運送事業法の事業区分の範囲を逸脱した作業であるか否かの確認をする必要があるため、当該事業区分に応じた港湾労働者証の色分けを希望する。

(3) 公益代表委員

① 雇用安定等計画案等の記述方法について
港湾労働専門委員会報告書案や港湾雇用安定等計画案の記述に「講ずる」や「図る」などの表現が用いられているが、こうした表現は不明確なものであるため、例えば、「実施する」や「実行する」など港湾雇用安定等計画の実効性・信頼性を確保する表現を行うよう求めたい。

2 その他の事項について

神奈川地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

① 意見なし。

(2) 労働者代表委員

① 資料の統計について

資料によっては、沿岸作業と倉庫作業を別集計しているものと合算集計したものが混在しているため、集計方法の検証を行い、今後の資料の作成について改善を求めたい。

(3) 公益代表委員

① 意見なし。

3 なお、神奈川県労働審議会港湾労働部会の議事録を添付いたします。

以上

【事務担当】

神奈川県労働局職業安定部職業対策課

高齢者雇用対策係 岡本憲一

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2

馬車道ウエストビル3階

TEL 045-650-2801 FAX 045-650-2805

愛労発安 0208 第 1 号
平成 31 年 2 月 8 日

厚生労働省職業安定局長 殿

愛 知 労 働 局 長
(公 印 省 略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成 30 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 15 号による標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

愛知地方労働審議会港湾労働部会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし

(2) 労働者代表委員

① 全港・全職種適用について港湾労働専門委員報告書の中だけでなく、港湾雇用安定等計画に載せられないのはどうしてなのか。

2 月末に専門委員会があるが、ここで労使一致した場合は港湾雇用安定等計画に記載されるのか。

今回の計画は平成 31 年度から 5 年間であるが、5 年間は一部改正等が出来ないのか。

② 港湾倉庫の取扱について、冷蔵倉庫は港湾労働法の適用外であるが、荷捌き場での業務は港湾労働法の適用になる。港湾労働者の就労・職域に関して今後どうしていくのか伺いたい。

(3) 公益代表委員

特になし

2 その他の事項について

愛知地方労働審議会港湾労働部会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

特になし

(2) 労働者代表委員

- ① 6 大港に限らず、日本の港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進は重要であり、なぜ 6 大港に限定されているのか。
- ② 港湾労働法の適用区域について、現状の名古屋港の状況では区域に齟齬が生じている。区域を西に広げる等出来ないか。

(3) 公益代表委員

特になし

担当 職業安定部職業対策課
雇用指導係
電話 052-219-5508

厚生労働省職業安定局長 殿

大阪労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成30年12月28日付け職発1228第15号による標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

大阪地方労働審議会港湾労働部会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

- ・働き方改革の4月1日の導入については、準備期間がない。また、港湾の実情に即していない。他業種にはない特殊性を認識してほしい。
- ・港労法全港適用の前に六大港ですら揃わない。見直しか遵守かどちらかに揃える必要がある。

(2) 労働者代表委員

- ・賃金、労働時間の職種間格差について改善が必要
- ・港湾指定倉庫適用を現状の港湾物流を前提にして規定してほしい。
- ・一般派遣との線引きを明確にしてほしい。
- ・外国人の受け入れについて臨機応変に進んだ内容にしてほしい。
- ・「準」港湾労働者のような派遣制度の導入を検討してほしい。
- ・働き方改革の港湾への導入について、厚労省もしっかり考えてほしい。
- ・安定等計画に盛り込めない場合は、報告書に残してほしい。

(3) 公益代表委員

- ・港湾労働者だけのことを考えるのではなく、全体で議論していくべき。

2 その他の事項について

意見はございませんでした。

3 なお、大阪地方労働審議会港湾労働部会議事概要を添付いたします。

兵 労 発 安 第 2 号
平成 31 年 2 月 6 日

厚生労働省職業安定局長 殿

兵庫労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成 30 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 15 号による標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

兵庫地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

全港、全職種適用については、労使合意を否定するものではない、ただ、答申案にもあるように、議論が必要で、現実的に実行するためには、もう少し議論するべきではないか、業側としては、計画に盛り込むためには、具体的な方策を含め、労使間での議論が必要であり、時期尚早ではないか、もう少し話し合いをすべきと考える。

(2) 労働者代表委員

全港、全職種適用については、港湾労働法制定当初からの組合の意見であり、全国港湾の運動の大きな柱となっている中、昨年度の労使合意は、組合としては大きなことと捉えている。時期尚早と言われるが、安定等計画が3年から5年となり、今回盛り込まなければ、放置されるのではないかと危惧する。報告だけでは、検討されないのではと考える。六大港と地方港の関係は非常に密接であり、作業量も六大港と変わらない港もある。「港湾労働者の雇用の安定、港湾労働者の福祉の増進について定めるもの」ということから法的にきちんと計画に盛り込み、規制し、適用拡大していく、このように国として進めてほしい。もう一步踏み込んだ中で、報告書ではなく本文の計画の中に盛り込んでほしい。

(3) 公益代表委員

特になし

2 その他の事項について

兵庫地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

港湾ポリテックビジョンの開催について、いいことだと思う。今後においては、学生や、若い労働者へどのように魅力を発信していくのか、工夫が必要と考える。

働き方改革について、貨物量が増えていくが、人手は足りない中、あまり厳しい制約を課せられると、事業活動に影響を与えかねない。港湾運送事業の特殊性も理解いただき対応をお願いしたい。

(2) 労働者代表委員

港湾ポリテックビジョンの開催について、今後も引き続き、官民一体となって港湾で働いてもらえるような環境を作ってもらいたい。

(3) 公益代表委員

港湾で働くことの魅力を発信する機会は、継続的、組織的に行っていくことが大事。

3 なお、兵庫地方労働審議会港湾労働部会における発言要旨を添付いたします。議事

録につきましては、後日送付させていただきます。

以上

福岡労発安0208第1号
平成31年2月8日

厚生労働省職業安定局長 殿

福岡労働局長
(公印省略)

「港湾雇用安定等計画案」に対する意見について

平成30年12月28日付け職発1228第15号による標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1 港湾雇用安定等計画案について

福岡地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

(1) 使用者代表委員

港湾労働者派遣制度について、関門港は制度を有効に活用しているなかで、それでも直接雇用の日雇い労働者が増えている。原因について、港湾労働者雇用安定センター等にも意見聴取をして実態把握に努めていただきたい。

働き方改革について、港湾も少子化、人材不足の影響を受けている。国は、働き方改革、外国人の活用を推進している。港湾労働の特殊性も考慮していただきたい。

(2) 労働者代表委員

港湾労働者派遣制度について、関門港、特に門司港では派遣の上限が7日では少ないという声がある。港における荷役や港湾労働者の業務内容の違いなどの実態を把握した対応をお願いしたい。

働き方改革を進めれば、今まで以上に労働力が必要になる。将来的な労働力不足への対応について報告書にも記載されていないので説明いただきたい。

全港全職種適用について、同じ港湾労働者であるのに、なぜ6大港以外の港に港湾労働法が適用されないのか。全港の労働者に港湾労働法が適用されるべきと考える。

- (3) 公益代表委員
特になし。

2 その他の事項について

福岡地方労働審議会における主要な意見は以下のとおりです。

- (1) 使用者代表委員
特になし。
- (2) 労働者代表委員
特になし。
- (3) 公益代表委員
特になし。

以上



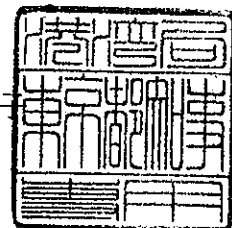
30 港経経第 712 号

平成 31 年 2 月 5 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

東京都知事

小池 百合子



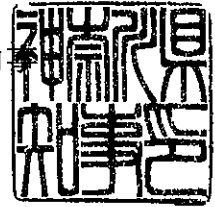
「港湾雇用安定等計画」について（回答）

平成 30 年 12 月 28 日付 30 厚生労働省発職雇 1228 第 3 号により照会のありました標記の件については、特に意見はありません。

労 福 第 1903 号
平成 31 年 1 月 21 日

厚生労働大臣 殿

神奈川県知事



港湾雇用安定等計画案について (回答)

平成 30 年 12 月 28 日付け厚生労働省発職雇 1228 第 3 号で意見を求められました標記のことについて、異議はありません。

問合せ先

産業労働局労働部労政福祉課

労働福祉グループ 高橋

電 話 045-210-5735

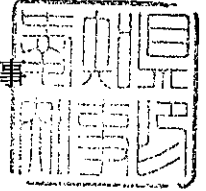
ファクシミリ 045-210-8873



30就促第299号
平成31年2月5日

厚生労働大臣殿

愛知県知事



「港湾雇用安定等計画案」について（回答）

平成30年12月28日付け厚生労働省発職雇1228第3号により照会のありましたこのことについては、特に意見はありません。

担 当 愛知県産業労働部労政局就業促進課
高年齢者・障害者雇用対策グループ
電 話 052-954-6367（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6927

労政第1999号

平成31年 2月 7日

厚生労働大臣 根本 匠 様

大阪府知事 松井 一郎



「港湾雇用安定等計画案」について（回答）

平成30年12月28日付け厚生労働省発職雇1228第3号により照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

特に意見はありません。

（担当）商工労働部 雇用推進室 労政課

企画グループ 副主査 橋本

TEL 06-6210-9519（ダイヤルイン）

FAX 06-6210-9517

E-mail

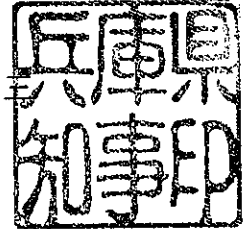
HashimotoHirosh@mbx.pref.osaka.lg.jp

労 第 1357号

平成31年2月6日

厚生労働大臣 根本 匠 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



港湾雇用安定等計画案について (回答)

平成30年12月28日付け厚生労働省発職雇1228第3号により照会のあり
ました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

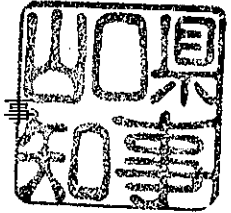
意見なし。



平 30 労働政策第 674 号
平成 31 年 (2019 年) 1 月 18 日

厚生労働大臣 様

山 口 県 知 事



「港湾雇用安定等計画案」について

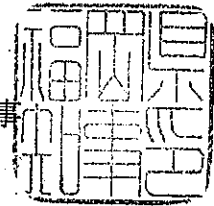
平成 30 年 12 月 28 日付け厚生労働省発職雇 1228 第 3 号で照会のありましたこのことについて、意見はありません。

商工労働部 労働政策課 雇用・労働企画班
(担当：清水)TEL:083-933-3254 FAX:083-933-3229

30 労第 3073 号
平成 31 年 1 月 25 日

厚生労働大臣 殿

福 岡 県 知 事



「港湾雇用安定等計画案」について

(対平成 30 年 1 月 28 日厚生労働省発職雇 1228 第 3 号)

このことについて、下記のとおり回答します。

記

港湾雇用安定等計画案について、本県の意見はありません。